証券コード：8308

平成23年6月8日

株 主 の 皆 様 へ

第10期 定時株主総会招集のご通知

（証券コード：8308）
平成23年6月8日

株 主 の 皆 様 へ

東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役会長　細 谷 英 二

第10期定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。
このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申しあげます。
さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申しあげます。
なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成23年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成23年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始は午前8時50分）
2．場　　所　大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそな大阪本社ビル　地下2階講堂
3．目的事項
報 告 事 項　1．第10期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2．第10期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役10名選任の件

4．議決権行使についてのご案内

(1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきますので、同用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。
なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席することができます。

(2) 当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

① 書面（議決権行使書）による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使
インターネットにより議決権を行使される場合には、４頁～５頁の《インターネットによる議決権行使のご案内》をご高覧のうえ、前頁の行使期限までにご行使ください。

(3) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

【機関投資家の皆様へ】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、後記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.resona-gr.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎ 決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト（http://www.resona-gr.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎ なお、本株主総会の模様については、後日、上記の当社ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権の行使について】

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成23年６月23日（木曜日）午後５時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】 0120－186－417（午前９時～午後９時）
〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉　0120－176－417（平日午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

(1) 第1種優先株式および第2種優先株式の全株消却、ならびに第3種優先株式の一部消却に伴い、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を変更するものであります（現行定款第5条)。

(2) 第1種優先株式および第2種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります（現行定款第11条、第13条、第15条ならびに第18条、現行定款附則第3条ならびに第4条)。

(3) 丙種優先株式、己種優先株式および第3種優先株式に係る取得請求権について、新規普通株式の発行による引換価額（下限引換価額を含む。）の調整等に伴い、当該取得請求権の内容を明確化するために変更を行うものであります（現行定款附則第1条、第2条ならびに第5条)。

(4) その他、上記の変更を行うことに伴う条数の変更、ならびに期間の経過による所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株　　式	**第２章　株　　式**
（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第５条　当会社が発行することのできる株式の総数は、8,201,780,800株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式　7,300,000,000株 丙種優先株式　12,000,000株 己種優先株式　8,000,000株 第１種優先株式　275,000,000株 第２種優先株式　281,780,800株 第３種優先株式　275,000,000株 第４種優先株式　10,000,000株 第５種優先株式　10,000,000株 第６種優先株式　10,000,000株 第７種優先株式　10,000,000株 第８種優先株式　10,000,000株	（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第５条　当会社が発行することのできる株式の総数は、7,595,000,000株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式　7,300,000,000株 丙種優先株式　12,000,000株 己種優先株式　8,000,000株 （削除） （削除） 第３種優先株式　225,000,000株 第４種優先株式　10,000,000株 第５種優先株式　10,000,000株 第６種優先株式　10,000,000株 第７種優先株式　10,000,000株 第８種優先株式　10,000,000株
第３章　優先株式	**第３章　優先株式**
（優先配当金） 第11条　当会社は、第54条に定める剰余金の配当（第54条第１項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1株につき　68円 己種優先株式 1株につき　185円 第１種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。	（優先配当金） 第11条　当会社は、第54条に定める剰余金の配当（第54条第１項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1株につき　68円 己種優先株式 1株につき　185円 （削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第２種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。	（削除）
第３種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円LIBOR（１年物）＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。 ユーロ円LIBOR（１年物）は、平成16年４月１日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR１年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（１年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（１年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第４種優先株式　１株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.970％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。 第５種優先株式　１株につき、その払込金相当	第３種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円LIBOR（１年物）＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。 ユーロ円LIBOR（１年物）は、平成16年４月１日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR１年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（１年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（１年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第４種優先株式　１株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.970％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。 第５種優先株式　１株につき、その払込金相当

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
額（25,000円）に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。 第６種優先株式　１株につき、その払込金額（25,000円）に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額（払込金額25,000円に対し1,237円50銭）とする。ただし、平成23年３月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。 第７種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第７種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５%を加えた率を上限とする。 第８種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第８種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５%を加えた率を上限とする。 ②　（条文省略） ③　（条文省略） （残余財産の分配） 第13条　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 丙種優先株式　1株につき　5,000円 己種優先株式　1株につき　12,500円 第１種優先株式　1株につき　2,000円 第２種優先株式　1株につき　2,000円	額（25,000円）に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。 第６種優先株式　１株につき、その払込金額（25,000円）に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額（払込金額25,000円に対し1,237円50銭）とする。（削除） 第７種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第７種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５%を加えた率を上限とする。 第８種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第８種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５%を加えた率を上限とする。 ②　（現行どおり） ③　（現行どおり） （残余財産の分配） 第13条　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 丙種優先株式　1株につき　5,000円 己種優先株式　1株につき　12,500円 （削除） （削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第３種優先株式 1株につき　2,000円 第４種優先株式 1株につき 25,000円 第５種優先株式 1株につき 25,000円 第６種優先株式 1株につき 25,000円 第７種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120％とし、下限は80％とする。 第８種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120％とし、下限は80％とする。 ②（条文省略）	第３種優先株式 1株につき　2,000円 第４種優先株式 1株につき 25,000円 第５種優先株式 1株につき 25,000円 第６種優先株式 1株につき 25,000円 第７種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120％とし、下限は80％とする。 第８種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120％とし、下限は80％とする。 ②（現行どおり）
（議決権） 第15条　優先株主（第１種優先株式を有する株主（以下第１種優先株主という）、第２種優先株式を有する株主（以下第２種優先株主という）および第３種優先株式を有する株主（以下第３種優先株主という）を除く。以下本条において同じ）は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。 ②　第１種優先株主、第２種優先株主および第３	（議決権） 第15条　優先株主（（削除）第３種優先株式を有する株主（以下第３種優先株主という）を除く。以下本条において同じ）は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。 ②（削除）第３種優先株主は、株主総会におい

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
種優先株主は、株主総会において議決権を有する。	て議決権を有する。
（優先株式の取得条項） 第18条　取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（<u>第１種優先株式、第２種優先株式、</u>第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式および第８種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式１株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式１株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式　1株につき　1,667円 己種優先株式　1株につき　3,598円 ②（条文省略） ③（条文省略）	（優先株式の取得条項） 第18条　取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（（削除）第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式および第８種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式１株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式１株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式　1株につき　1,667円 己種優先株式　1株につき　3,598円 ②（現行どおり） ③（現行どおり）
附　則	**附　則**
（丙種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第１条　丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 １．取得を請求し得べき期間 （条文省略） ２．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき	（丙種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第１条　丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 １．取得を請求し得べき期間 （現行どおり） ２．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。
イ．引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額	イ．引換価額 引換価額は、1,501円とする。
ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成27年１月１日まで毎年１月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。	ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成27年１月１日まで毎年１月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。
ハ．引換価額の調整 (1)～(5)　（条文省略） (6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 なお、かかる差額が平成17年３月31日終了の	ハ．引換価額の調整 (1)～(5)　（現行どおり） (6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 （削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を10倍して使用するものとする。	
ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （現行どおり）
（己種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第２条　己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。	（己種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第２条　己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。
１．取得を請求し得べき期間 （条文省略）	１．取得を請求し得べき期間 （現行どおり）
２．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	２．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。
イ．引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額	イ．引換価額 引換価額は、3,240円とする。
ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成26年７月１日まで毎年７月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。	ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成26年７月１日まで毎年７月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。	この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。
ハ．引換価額の調整 （条文省略）	ハ．引換価額の調整 （現行どおり）
ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （現行どおり）
（第１種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第３条　第１種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 １．取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成18年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。 ２．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ．引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第１種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額 ロ．引換価額の修正	（削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
引換価額は、毎年８月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が280円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。 ハ．引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 調整後引換価額＝調整前引換価額× $\dfrac{既発行普通株式数+\dfrac{新規発行普通株式数\times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行普通株式数+新規発行普通株式数}$ ① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 ② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 ④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。 (4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の１か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。 (5) 引換価額調整式に使用する１株当たりの払込金額とは、 ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額） ② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、０円 ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額） ④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額） 　をそれぞれいうものとする。 (6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 　本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額（1株あたり2,000円）の総額}}{\text{引換価額}}$	
（第２種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第４条　第２種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 １．取得を請求し得べき期間 　本優先株式は、平成20年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。 ２．取得請求権の内容 　本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ．引換価額 　本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。	（削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第２種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額 ロ．引換価額の修正 引換価額は、毎年11月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が200円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。 ハ．引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 $$調整後引換価額＝調整前引換価額\times\frac{既発行普通株式数+\frac{新規発行普通株式数\times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行普通株式数+新規発行普通株式数}$$ ① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
以降、これを適用する。 ② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。 ③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 ④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。 (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。 (4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の１か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。 (5) 引換価額調整式に使用する１株当たりの払込金額とは、 ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額） ② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、０円 ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額） ④　前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額） をそれぞれいうものとする。 (6)　引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額（1株あたり2,000円）の総額}}{\text{引換価額}}$	
（第３種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第５条　第３種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 １．取得を請求し得べき期間 （条文省略） ２．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	（第３種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第３条　第３種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 １．取得を請求し得べき期間 （現行どおり） ２．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
イ．当初引換価額 当初引換価額は、平成22年７月１日（以下取得開始期日という）現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が170円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。	イ．引換価額 引換価額は、410円とする。
ロ．引換価額の修正 当初引換価額は、平成23年５月１日以降毎年５月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。	ロ．引換価額の修正 引換価額は、（削除）毎年５月１日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が154円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。
ハ．引換価額の調整 （条文省略）	ハ．引換価額の調整 （現行どおり）
ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （現行どおり）

第２号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者につきましては、指名委員会より同委員会で定めた「社外取締役候補者選任基準」に照らし、社外取締役候補者として必要な要件を満たしている旨の報告を受けております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
1	細谷英二（ほそや えいじ） （昭和20年２月24日生）	昭和43年４月　日本国有鉄道　入社 昭和62年４月　東日本旅客鉄道株式会社　総合企画本部投資計画部長 平成２年６月　同　総合企画本部経営管理部長 平成５年６月　同　取締役 平成８年６月　同　常務取締役 平成12年６月　同　代表取締役副社長　事業創造本部長 平成15年６月　りそな銀行　取締役兼代表執行役会長　指名委員会委員　報酬委員会委員 平成15年６月　りそなホールディングス　取締役兼代表執行役会長　指名委員会委員　報酬委員会委員（現任） 平成17年６月　りそな銀行　代表取締役会長 平成21年６月　同　取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行　取締役会長 株式会社リコー　社外取締役	普通株式 8,000株
2	檜垣誠司（ひがき せいじ） （昭和26年５月25日生）	昭和50年４月　大和銀行　入行 平成15年６月　りそな銀行　執行役　東京融資第二部長 平成17年６月　りそなホールディングス　執行役　内部監査部長 平成18年６月　同　取締役　監査委員会委員 平成19年６月　同　取締役兼代表執行役社長 平成20年４月　同　取締役兼代表執行役社長　金融マーケティング研究所担当 平成21年４月　りそな銀行　代表取締役兼執行役員　信託部門担当統括（現任） 平成21年６月　りそなホールディングス　取締役兼代表執行役社長　金融マーケティング研究所担当　兼競争力向上委員会事務局担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行　代表取締役兼執行役員 （平成23年６月23日付取締役副会長就任予定）	普通株式 10,759株

候補者 番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の種 類および数
3	東（ひがし）　和（かず）　浩（ひろ） （昭和32年４月25日生）	昭和57年４月　埼玉銀行　入行 平成15年10月　りそなホールディングス　執行役　財務部長 平成15年10月　りそな銀行　執行役　企画部（財務）担当 平成17年６月　りそな信託銀行　取締役 平成19年６月　りそな銀行　常務執行役員　経営管理室担当 平成21年６月　同　執行役員 コーポレートガバナンス事務局担当 平成21年６月　りそなホールディングス　取締役兼執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成23年４月　りそな銀行　執行役員 コーポレートガバナンス事務局担当 兼経営管理部担当統括（現任） 平成23年４月　りそなホールディングス　取締役兼代表執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行　執行役員	普通株式 11,200株
4	磯（いそ）　野（の）　薫（かおる） （昭和31年２月21日生）	昭和53年４月　株式会社日本長期信用銀行　入行 平成12年10月　株式会社新生銀行　市場リスク管理部長 平成16年４月　りそなホールディングス　執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 平成16年４月　りそな銀行　執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 平成16年６月　奈良銀行　取締役 平成19年６月　近畿大阪銀行　取締役 平成21年６月　りそなホールディングス　取締役 監査委員会委員長 平成22年６月　同　取締役　監査委員会委員（現任）	普通株式 2,400株
5	小（こ）　島（じま）　邦（くに）　夫（お） （昭和12年12月15日生） 〔社外取締役〕	昭和35年４月　日本銀行　入行 平成元年５月　同　営業局長 平成２年５月　同　企画局長 平成４年２月　同　理事 平成８年８月　株式会社日本興業銀行　顧問 平成10年６月　日本証券金融株式会社　取締役社長 平成16年６月　同　取締役会長 平成17年６月　りそなホールディングス　取締役　報酬委員会委員長 平成18年４月　社団法人経済同友会　副代表幹事・専務理事 平成18年６月　日本証券金融株式会社　取締役相談役 平成20年２月　同　顧問（現任） 平成22年６月　りそなホールディングス　取締役 監査委員会委員長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 日本証券金融株式会社　顧問 株式会社商船三井　社外取締役 株式会社JBISホールディングス　社外取締役	普通株式 2,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
6	飯田英男（いいだひでお） （昭和13年11月15日生） 〔社外取締役〕	昭和41年4月　札幌地方検察庁検事 平成6年4月　和歌山地方検察庁検事正 平成8年7月　神戸地方検察庁検事正 平成9年12月　大阪地方検察庁検事正 平成11年6月　札幌高等検察庁検事長 平成13年5月　福岡高等検察庁検事長 平成13年12月　弁護士登録（東京弁護士会入会） 平成14年1月　奥野総合法律事務所　入所（現任） 平成15年4月　関東学院大学法学部　教授 平成18年6月　りそなホールディングス　取締役　監査委員会委員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 弁護士（奥野総合法律事務所　客員弁護士） 株式会社エコス　社外監査役 文化シヤッター株式会社　社外監査役	普通株式 2,200株
7	奥田務（おくだつとむ） （昭和14年10月14日生） 〔社外取締役〕	昭和39年4月　株式会社大丸　入社 昭和62年4月　同　本社営業企画室営業企画部長 平成2年2月　同　百貨店事業本部大丸オーストラリア計画室長 平成3年9月　株式会社大丸オーストラリア　代表取締役 平成7年5月　株式会社大丸　取締役 平成8年5月　同　常務取締役 平成9年3月　同　代表取締役社長 平成15年5月　同　代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年6月　りそなホールディングス　取締役　報酬委員会委員 平成19年9月　J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者 百貨店事業政策部長兼株式会社大丸代表取締役会長 平成22年3月　J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者（現任） 平成22年6月　りそなホールディングス　取締役 報酬委員会委員長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 J.フロントリテイリング株式会社　代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所　社外取締役	普通株式 3,900株
8	永井秀哉（ながいしゅうさい） （昭和21年5月29日生） 〔社外取締役〕	昭和45年4月　株式会社日本興業銀行　入行 平成5年3月　同　アトランタ支店長 平成8年6月　同　ロスアンゼルス支店長 平成11年6月　同　常任監査役 平成12年9月　株式会社みずほホールディングス　常勤監査役 平成14年3月　同　常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー 平成15年6月　日本曹達株式会社　常勤監査役 平成17年6月　りそな銀行　取締役 平成18年6月　埼玉りそな銀行　取締役（現任） 平成18年6月　りそなホールディングス　取締役 指名委員会委員長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社埼玉りそな銀行　社外取締役 東洋学園大学大学院現代経営学部　教授	普通株式 4,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
9	※ 大薗恵美（おおそのえみ） （昭和40年８月８日生） 〔社外取締役〕	昭和63年４月　株式会社住友銀行　入行 平成４年９月　ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得 平成９年３月　一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学 平成10年３月　同　博士（商学）取得 平成12年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科　専任講師 平成14年10月　同　助教授 平成16年６月　日新火災海上保険株式会社　取締役 平成18年６月　りそな銀行　取締役（現任） 平成22年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科　教授（現任） 〔重要な兼職の状況〕 一橋大学大学院国際企業戦略研究科　教授 株式会社りそな銀行　社外取締役 （平成23年６月23日付退任予定）	普通株式 900株
10	※ 有馬利男（ありまとしお） （昭和17年５月31日生） 〔社外取締役〕	昭和42年４月　富士ゼロックス株式会社　入社 昭和63年10月　同　総合企画部長 平成４年１月　同　取締役　総合企画部 物流推進部および開発事業推進部担当 平成８年１月　同　常務取締役　総合企画部 総合事業計画部 開発計画部および生産計画部担当 平成８年４月　同　常務取締役 Xerox International Partners President ＆ CEO 平成14年６月　同　代表取締役社長（執行役員） 平成18年10月　富士フィルムホールディングス株式会社　取締役 平成19年６月　富士ゼロックス株式会社　取締役相談役 平成19年６月　りそな銀行　取締役（現任） 平成20年６月　富士ゼロックス株式会社　相談役特別顧問（現任） 〔重要な兼職の状況〕 富士ゼロックス株式会社　相談役特別顧問 株式会社りそな銀行　社外取締役 （平成23年６月23日付退任予定） キリンホールディングス株式会社　社外取締役	普通株式 2,000株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．取締役候補者のうち、小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、永井秀哉氏、大薗恵美氏および有馬利男氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

４．社外取締役候補者のうち小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏および永井秀哉氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の規定に基づく独立役員であります。また、大薗恵美氏および有馬利男氏は、両取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、両氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

５．社外取締役候補者選任の考え方について
当社は、平成15年６月のりそな銀行への公的資金注入を踏まえ、邦銀グループ初の委員会設置会社に移行したうえで、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しております。平成22年度には、公的資金の完済に向け一定の展望を示すことができましたが、引き続き社外取締役が取締役会において過半数を占める体制を堅持し、当社の経営の透明性と客観性を十分確保したいと考えております。なお、当社は指名委員会において、同委員会が定める社外取締役候補者選任基準に則り、適格性、独立性を十分に検証のうえ、持続的な企業価値の創造に資するという観点から、経営の監督に相応しい人材を選任しております。

６．各社外取締役候補者の選任理由について

(1) 小島邦夫氏については、金融分野の専門家および経営者としての経験に基づき、取締役会等において、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの

独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。

(2) 飯田英男氏については、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

(3) 奥田務氏については、小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、業務運営改革や営業戦略の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

＊奥田務氏の独立性について

奥田務氏は、J．フロントリテイリング株式会社の代表取締役会長兼最高経営責任者であり、当社の完全子会社であるりそな銀行は、同社およびグループ会社（以下、同社グループ）との間に融資取引があります。しかしながら、以下の理由により、同氏の社外取締役としての独立性について、懸念はないものと判断いたします。

①．りそな銀行における同社グループとの融資取引の条件は、通常の商取引に基づくものであること。

②．同社グループにおけるりそな銀行からの借入規模は、同社グループの事業規模および借入規模に比べると僅少であること。

③．同社グループのりそな銀行以外からの借入は、同社グループの信用力に鑑みて十分可能であること。

④．りそな銀行の総融資残高に占める同社グループに対する融資残高は、極めて僅少であること。

(4) 永井秀哉氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

(5) 大薗恵美氏については、経営学の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営戦略や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

(6) 有馬利男氏については、製造業および販売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

７．社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社の法令違反等の事実について

(1) 社外取締役候補者である小島邦夫氏が顧問を務める日本証券金融株式会社は、当該会社の業務の運営の状況に関し、公益または投資者保護の観点から改善に必要な措置を取るべき状況が認められたため、コンプライアンス態勢および内部管理態勢の充実・強化を図る必要があるとして、平成19年12月14日に、金融庁から業務改善命令を受けました。

本件は組織的なものではなく、また同氏は関与していないことから、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。

(2) 社外取締役候補者である飯田英男氏が社外監査役を務める株式会社エコスは、当該会社の納入業者との取引において、不当な値引き、納入業者の従業員等の不正使用等があったとして、平成20年６月23日に、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

本件には同氏は関与しておらず、また上記命令受領後においては、監査役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。

(3) 社外取締役候補者である大薗恵美氏が社外取締役を務めていた日新火災海上保険株式会社は、第三分野商品における不適切な不払いがあったとして、同氏の在任中である平成19年３月14日に、金融庁から業務の一部停止命令および業務改善命令を受けました。
本件には同氏は関与しておらず、また上記命令受領後においては、取締役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。

8．当社は、現任の各社外取締役との間で、会社法第423条第１項に関する責任について、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において各社外取締役候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

［株主総会会場ご案内略図］

会場　大阪市中央区備後町二丁目2番1号
　　　りそな大阪本社ビル　地下2階講堂
電話　大阪（０６）６２６８-７４００
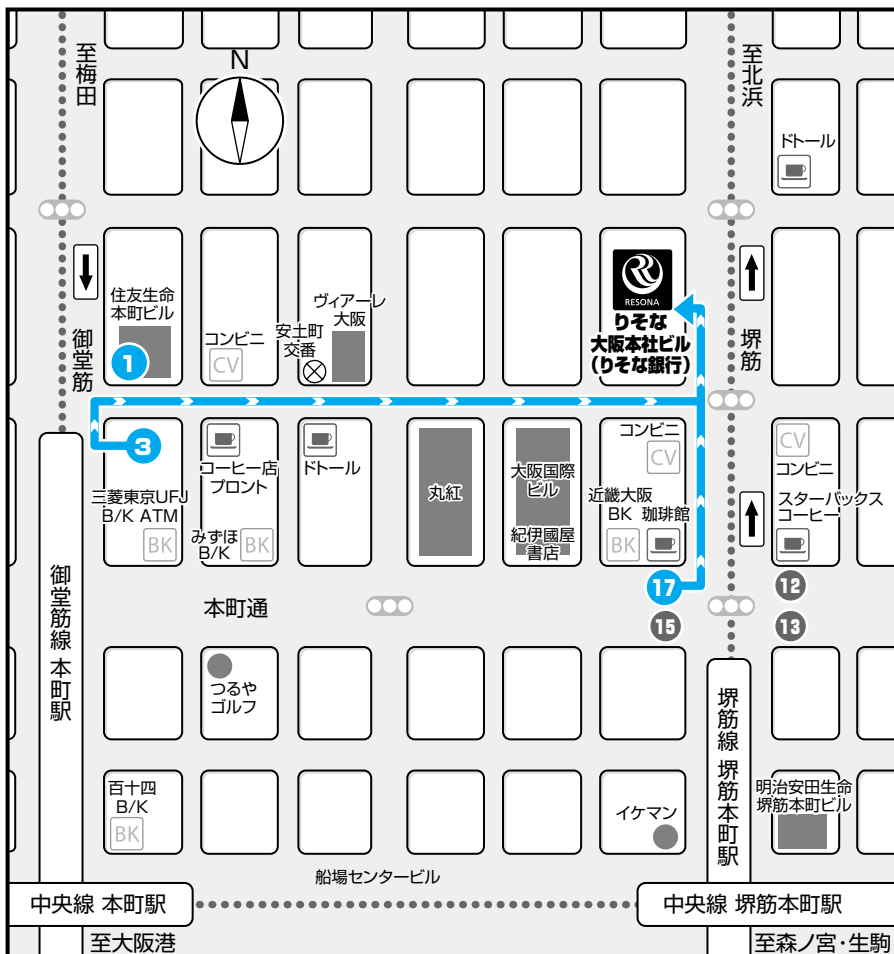
○入口　「りそな大阪本社ビル(りそな銀行)」1階
　　　　堺筋側入口よりお入りください。

○最寄りの駅　地下鉄堺筋線・中央線　堺筋本町駅(出口⑰)
　　　　　　　地下鉄御堂筋線　本　町　駅(出口❶、❸)

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
会場内（受付、ロビー等を含む）を全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。